

利用者負担説明書

介護老人保健施設長浜ひまわりをご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる１割、２割、３割（介護保険負担割合証による）の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく２種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設長浜ひまわりの担当者にご相談ください。

I 保険給付の自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担者の料金です。

* 3割負担者については、1割負担の3倍の料金となります。

- ・要介護1 788円 (1, 576円)
- ・要介護2 863円 (1, 726円)
- ・要介護3 928円 (1, 856円)
- ・要介護4 985円 (1, 970円)
- ・要介護5 1, 040円 (2, 080円)

- ・要介護1 871円 (1, 742円)
- ・要介護2 947円 (1, 894円)
- ・要介護3 1, 014円 (2, 028円)
- ・要介護4 1, 072円 (2, 144円)
- ・要介護5 1, 125円 (2, 250円)

*若年性認知症利用者にサービスを行なうと**120円**（240円）加算します。

- *ターミナルケアを行なうと死亡日から起算して31日～45日については**72円**（144円）、4日～30日については**160円**（320円）、2日～3日については**910円**（1,820円）、死亡日については**1,900円**（3,800円）を加算されます。
- *緊急的な治療管理を行った場合**518円**（1,036円）が加算されます。
- *入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき**11円**（22円）加算されます。
- *栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握した上で、それに基づき計画的な食事の提供等を行うと加算されます。
 - ①経口移行加算 **28円**（56円）
 - ②経口維持加算 (I) **400円**（800円）／月
(II) **100円**（200円）／月
 - ③療養食加算 **6円**（12円）／1食
- *口腔衛生の管理体制を整備し状態に応じた管理を行います。また歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に技術的指導等、入所者に対し口腔ケアを行い、口腔衛生等の計画の内容等情報を厚生労働省に情報提供を行った場合は**110円**（220円）加算されます。
- *肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪を発症した入所者を施設で対応した場合、1月に10日を限度として**480円**（960円）加算されます。
- *認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難となった入所者の緊急受入れを行った場合7日を限度として**200円**（400円）加算されます。
- *入所途中に入院し再入所する際、栄養管理が異なり病院の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合**200円**（400円）加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養における支援機能を強化した場合**51円**（102円）加算されます。
- *継続的に入所者ごとの褥瘡管理をし、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合は以下のいずれかの料金が加算されます。
 - ①褥瘡マネジメント加算 (I) **3円**（6円）
 - ②褥瘡マネジメント加算 (II) **13円**（26円）
- *排せつ介護に対し適切な対応を行う事で、要介護状態の軽減・悪化の防止が見込まれると判断し、支援計画に基づいた支援を継続して実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合は以下のいずれかの料金が加算されます。
 - ①排せつ支援加算 (I) **10円**（20円）
 - ②排せつ支援加算 (II) **15円**（30円）
 - ③排せつ支援加算 (III) **20円**（40円）
- *医師、リハビリ等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に情報提供を行った場合、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、(I) **53円**（106円）若しくは、(II) **33円**（66円）加算されます。
- *入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に情報提供等を行った場合、科学的介護推進体制加算 (II) として**60円**（120円）加算されます。
- *安全対策に係る外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備等を行った場合、安全対策体制加算

- として、**20円**（40円）加算されます。
- * 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所する際に、栄養管理に関する情報提供を行った場合、退所時栄養情報連携加算として**70円**（140円）加算されます。
 - * 協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に行なった場合、協力医療機関連携加算（Ⅰ）として**100円**（200円）加算されます。なお、令和7年4月1日より**50円**（100円）加算となります。
 - * 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し適切な感染対策を行った場合、新興感染症等施設療養費として1月に1回5日を限度として**240円**（480円）加算されます。
 - * 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を1つ以上行った場合、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、**10円**（20円）加算されます。
 - * サービス提供体制が基準に適合している場合**22円**（44円）加算されます。
 - * 介護職員処遇改善に係る基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を実施した場合、実績単位数に**9.7%**を乗じた単位数を加算します。

Ⅱ 利用料

- ① 食費（1日当たり） **2,000円** ※令和8年8月1日より
 （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 入所者が選定する特別な食事の費用 **500円**
 通常の食事以外で、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。
- ③ 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・ 従来型個室 **1,728円**
 - ・ 多床室 **437円**
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
 上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ④ 理美容代 **実 費**
 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 行事費 **（その都度実費をいただきます。）**
 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 健康管理費 **1,000円**
 インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 私物の洗濯代

1袋	580円
袋に入らなかった場合 1点	200円

 ドライクリーニングは**実費**
 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑧ その他の費用

利用者の選択によって個人的に使用する機器等にかかる電気代 **5 0 円**、教材費 **実費**、
診断書等の文書の発行等利用料として徴収します。

なお、④理美容代、⑦私物の洗濯代、⑧その他の費用については、消費税を加算します。

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階①②）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階①②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階①②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階①②にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方で預貯金等が 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下の方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が 82.65 万円以下であり、預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦で 1,650 万円以下の方

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が 82.65 万円超 120 万円以下であり、預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下の方

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が 120 万円超であり、預貯金等が単身 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下の方

*年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得額

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
第1段階	300	880	550	0
第2段階	390			430
第3段階①	680	1,370	1,370	
第3段階②	1,420		1,470	

※ 線については、令和8年8月1日より変更となります。

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設長浜ひまわり
管理者 米 澤 康 宏 殿

< 利 用 者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 利用者の身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

介護老人保健施設のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設長浜ひまわり利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 介護老人保健施設長浜ひまわりの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設長浜ひまわりに対し一切迷惑をかけません。

以上